

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成24年7月10日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）古川行男（委員長），生熊正子（委員長代理），岡田幸二郎，
竹内良二，花岡正浩，真殿美樹，森田尚人，森本純夫，山田直子，
渡辺昭義，渡邊百合（敬称略）

（オブザーバー）荒金博之，桑島一嘉，新谷 誠，浅野和之

（説明者）守安 匡，佐藤 克，上北 睦，鈴木 望

（庶務）山田正人，小林幹典，八木章司，岡田道明

4 議事

(1) 委員長代理挨拶

(2) 新任委員の紹介

(3) 委員長の選出

委員長不在につき，委員による互選の結果，古川委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長代理として，生熊委員が指名された。

(5) 「少年の再非行防止に向けた指導，育成に関する取組について」の説明 (別紙第1のとおり)

(6) 意見交換（別紙第2のとおり）

(7) 裁判所からの報告

来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

(8) 次回のテーマ

調停制度について

(9) 次回の開催日時

平成25年2月15日(金) 午後1時30分

(別紙第1)

1 少年の非行状況と家庭裁判所の取組み

(1) 少年保護事件の新規受理人員の推移

平成23年度の犯罪白書によれば、全国の家裁裁判所に送致された少年の総数は、いわゆる団塊の世代が少年期であった昭和40年前後とその子世代が少年期を迎えた昭和60年前後の2つの時期に大幅に増加しており、昭和40年前後には約110万人、昭和60年前後には約69万人であったものが、平成22年には約16万人に減少している。特に、道路交通保護事件の送致少年数に関しては、昭和40年前後には約84万人、昭和60年前後には約39万人であったものが、平成22年には約3万人となるなど、一般保護事件と比較して、その減少度が大きい。

(2) 神戸家庭裁判所管内における新受事件数の推移

神戸家庭裁判所管内においても、全国的な傾向と同じく、新受事件数は減少傾向にある。

(3) 少年・若年者による一般刑法犯等に係る検挙人員・人口比の推移

成人、若年者及び少年の各年齢層別の一般刑法犯等の検挙人員を人口比で見た場合、少年における割合が、他の年齢層と比較して極めて高いものとなっている。例えば、窃盗による検挙人員は、少年が圧倒的多数を占めており、少年の中でも特に年少者の割合が高くなっている。

(4) 刑法犯少年の年齢別人口比の推移

刑法犯少年の年齢別の人口比を見ると、平成11年からの10年間、どの年度においても17歳以降の割合が大きく下がっている。

(5) 少年の一般刑法犯検挙人員と再非行率の推移

少年の一般刑法犯検挙人員のうち、再非行少年の占める割合が30%を超えた。特に、強盗や恐喝により検挙される少年の再非行率は、近年、60%を超える高い数値となっている。これらの犯罪類型では、検挙人員の絶対数が大幅に減少しているにもかかわらず、再非行率が高くなっている

点に注目する必要がある。

(6) 家庭裁判所の役割

家庭裁判所では、再非行防止を最重点課題として取組みを行っている。審判の場で裁判官が少年に対して説諭を行うだけでなく、調査の過程においても家庭裁判所調査官が様々な教育的働き掛けを行っている。

(7) 家庭裁判所の手続

非行が発生し、家庭裁判所が事件を受理した段階から手続が始まる。家庭裁判所では、家庭裁判所調査官による調査を経て、審判を行うが、中間的な審判で少年を試験観察に付し、家庭裁判所調査官による教育的な働き掛けを行い、一定期間後に少年の状況を観察した上、最終的な処分を決定することもある。試験観察としては、少年を受け入れてくれる施設等での作業体験を通じて、少年に対して教育的な働き掛けを行う「補導委託」というプログラムや、親子関係の問題が非行の原因になっている場合に、親子で合宿等に参加させ、共同作業を通じて親子関係の調整を図るプログラム、さらには社会奉仕活動のプログラム等が用意されている。

2 家庭裁判所調査官による教育的措置について

(1) 最近の少年の特徴

家庭裁判所調査官として少年事件に関わる中で、法律を守るという意識に乏しい少年が多いと感じている。ゲーム感覚でひたたくりを行う少年や、被害者のことに思いを至らせることができないまま、感情の赴くままに非行を繰り返している少年も見受けられる。

(2) 家庭裁判所調査官による調査面接

家庭裁判所調査官は、裁判官からの調査命令に基づき面接等の方法により調査を行い、調査結果を調査報告書という形にして裁判官に報告する。また、少年や保護者に対して指導や助言を行うなど、教育的な働き掛けも行っている。

ア 事実の調査

非行の経緯、被害者との関係のほか、少年の生い立ちや家族の歴史、学校や職場での適応状況といった少年や保護者の実情についても調査を行っている。客観的事実と少年や保護者に映る心的事実、認知の在り方等を具体化するのが調査の目的でもある。

調査の正確性を高めるため、少年等の資質的側面や心理的側面、家庭や友人関係など少年を取り巻く環境的側面からのアプローチも行い、非行に至るメカニズムを分析し、適切な処遇につなげている。

イ 教育的働き掛け

非行当時の気持ちを振り返らせたり、日常生活を客観的に考えさせるほか、非行を行った結果どのような手続が待ち受けているのかを考えさせるなどして、少年や保護者が自分の問題点や課題に気付くことができるように働き掛けを行っている。また、反省文や裁判所に対する誓約書を記載させたり、必要に応じて親子関係の調整を図ることもある。その他、薬物非行の少年に対しては、医務室技官とも連携を図りながら、薬理効果の危険性等について指導を行っている。

けんか等の粗暴非行を犯した少年に対しては、自分の感情や認知、対人関係のパターン等に関する問題を少年自身に気付かせることにより、問題解決能力の向上を図る「アンガーマネジメント」（怒りの管理）という手法も取っている。

(3) 試験観察

最終決定を留保して、一定期間、教育的な働き掛けを行いながら、少年の行動を観察し、その成績を考慮して最終決定を行う制度である。

ア 在宅試験観察

文字どおり、家にいる少年に対して試験観察を行う制度である。

試験観察を開始する際、例えば、何時までに家に帰る、悪い友人とは付き合わないといった約束事を与え、その後、1、2週間に1回の割合で面接を続け、約束が守られているかどうかを確認する。在宅試験観察の場合、

日常生活の中で発生する様々な問題について、話し合ったりアドバイスをすることができるというメリットがある。事案によっては、学生ボランティアに少年宅まで通ってもらい、少年に勉強を教えてもらうことにより学習能力の底上げを図っているケースもある。また、「生活点検表」を作成させて自分の行動を振り返らせるなど、各家庭裁判所調査官においては、試験観察の効果が上がるように様々な工夫をしている。

イ 補導委託

少年を篤志家に預け、少年の補導を委託する制度である。牧場や農業経営者、喫茶店、水産加工業者など様々な委託先がある。家庭裁判所調査官においても委託先に定期的に通い、必要な指導を行っている。

(4) 講習型の働き掛け

ア 無免許講習

オートバイの無免許運転をしたり、オートバイを盗んだ少年を対象に、無免許運転の危険性や運転者の責任について最高裁判所が作成したDVDを視聴させた上、家庭裁判所調査官が講義を行い、振り返りのための点検テストを実施している。

イ 万引き防止講習

被害を受けた店舗の経営者から被害の実情を話してもらい、万引き被害がもたらす被害の重大性を考えさせることにより、罪の意識を涵養し、再非行の防止を図っている。

ウ 自転車盗防止講習

家庭裁判所調査官が講義を行い、被害者の視点で自転車被害の重大性を考えさせることにより、少年の罪の意識を涵養し、再非行の防止を図っている。

(5) 保護者の会

保護者同士の意見交換を通じ、非行による悩みを共有し、監護意欲の回復を図るとともに新たな気づきが得られるように、保護者の会を開くこと

もある。

(6) アルトスキャンプ

試験観察中の少年を対象に、自然の中での共同作業を通じて生活体験の幅を広げさせること等を目的としたキャンプを行っている。

(7) 社会奉仕活動（対人援助型）

特別養護老人ホームや乳児院において奉仕活動を経験させ、社会の一員としての自覚を深めさせている。

(8) 社会奉仕活動（地域美化型）

清掃活動を通じて達成感、爽快感を体験させ、社会の一員としての自覚を深めさせ、公共心や規範意識を涵養させている。

(9) 使用済み切手整理活動

使用済み切手の整理を通じて、発展途上国における医療制度を支援する活動の一端を経験させ、自分と社会とのつながりや物の価値を自覚させることにより、罪の意識を涵養し、再非行の防止を図っている。

(10) 保護的措置のねらい

従来からの面接指導だけではなく、被害者からの視点を加えたり、少年に様々な体験をさせることにより、認知の転換や内的変化を促すことを主な目的としている。

(別紙第2)

意見交換

※(委員長は●, 委員は○, オブザーバーは△, 説明者は□で表示する。)

○ 少年の非行件数は大幅に減少しているという説明であったが、それでもなお少年の再非行防止に取り組まなければならないのは、どのような理由からなのか。

また、年齢が上がるにつれて非行から離れていく傾向があるという説明であったが、年齢が上がってもなお非行を繰り返す少年には、どのような要因があると考えているのか。

● 少年人口の減少に伴い、少年の非行件数の総数は減少しているものの、少年人口に占める非行件数の割合は決して減少していないことに問題意識を持っている。また、非行に陥る原因について一概には言えないが、家庭環境や地域性、経済情勢など様々な要因が考えられ、成人後も再非行を繰り返す人達には、資質的に問題を抱えている場合も見られる。再非行防止に向けた取組みについては、これらの情勢変化を踏まえた取組みを行っているところである。

△ 少年事件の新受件数は減り続けているが、テレビなどで少年事件が大きく取り上げられると、それを見ている人の多くは親世代であることから、子どもの躾や教育の面で不安を掻き立てられることになる。再非行率が高い粗暴事案などでは、犯罪により重大な被害を与えたり、後遺症が残るようなことになると取り返しの付かないことになるので、特に再非行防止の必要性が高いと感じている。

● 教育的措置や就労支援に関する地域の社会資源等について、忌憚のない御意見をいただきたい。

○ 家庭裁判所の取組みについては、社会的には目立ちにくいと思うが、非常に大きな意味を持っていると改めて感じた。

社会資源としては、書店などでは、単なる万引き被害だけではなく、携帯電話で本を撮影されるなどして経営に深刻な打撃を受けているところがあると聞

いている。そのような書店の経営者から話を聞くのも一つの方法ではないか。

- 教育的措置と就労支援の両方に関わることであるが、『プリズンドッグ』という本を読んだところ、アメリカの刑務所では、少年の更生と教育的働き掛けを兼ねて、犬を育てて、躰をした上で次の飼い主に引き継がせるというプログラムがあり、再犯防止の効果を上げているということである。ペット産業では、トリマーやドッグトレーナー等の需要があるので、手に職を付けさせるという意味でも、ペットを育てさせることにより責任感を持たせ、次のステップに進ませるというプログラムも考えられるのではないか。

- △ 万引き事案では、確かに書店が被害に遭うことも多く、お年寄り夫婦が経営している書店が相当な被害に遭い、結局、廃業に追い込まれたという話を聞いたことがある。そのような被害者に話をしてもらうのは非常に有益であると考ええる。

また、アニマルセラピーの一環として、犬ではなく金魚を飼い、命の大切さを学ばせるとともに、何かの役に立っているという自尊心を向上させている少年院があると記憶している。

- 関東地方では、実際に盲導犬を飼っている女子少年院があったと記憶している。犬と触れ合うことにより、情操的な心を養うという意味で、大きな効果を上げていると聞いたことがある。
- 例えば、夜中の2時に遊んでいる子どもに対して、それが悪いということをごどのように説得するのかということは非常に難しい問題だと思う。他人に迷惑を掛けているかといえばそうでもなく、自分自身を粗末にするなど言うだけでは説得力に欠ける。やはり、繰り返し伝えていくしかないのではないかと思う。先ほど、試験観察中の子どもに対して心理的ケアを行ったり、反省文を書かせたり、人との触れ合いを経験させているという説明があったが、それらは本来学校教育の中で実施されていることであり、友達や保護者との関係でうまく接点を持つことができず、スルーされてしまっている状況にある。また、将来の職業について学ぶ機会に自分の進路が見つかる少年もいるが、残念ながら見つ

からない少年もいる。

- 事件を起こした少年に対し、最後までその責任を取らせる、被害者に謝罪させる、被害弁償をさせるということが再非行防止につながるのではないかと思う。取調べの際に「被害弁償します。」と言いながら、実際には弁償していないケースも見受けられる。被害者への謝罪についても、うやむやに終わってしまうことがある。自分がしてしまったことに対して、本当の意味での責任を取らせることが基本になるのではないかと思う。
- 家庭と社会の問題が大きいのではないかと思う。例えば、小学校の段階で習得しておくべきことが習得できないまま問題を起こしてしまうということも多いのではないか。また、家庭裁判所の講習等に参加した保護者が良い作文を書いている例が紹介されたが、「自分の子どもだけが悪い訳じゃない。」などと言う親もいるのではないか。そのような親は、子どもと一緒に再教育しなければ、子どもの非行は更にエスカレートしてしまうと思う。どのような子どもであっても、その子どもの一番良い面を伸ばし、自信を付けさせてあげることが大切であり、再非行防止にもつながるのではないかと思う。
- 本日の話を聞いて、家庭裁判所は非行防止に向けた様々な取り組みをしているのだなということを感じさせられた。家庭や学校内の教育により、人の物を盗んではいけないといった当たり前のことがなぜ分からないのかと思うが、そのフォローを家庭裁判所が担わなければならないというのはとても大変だなというのが率直な感想である。

再非行防止を図るためには、地域や学校、家庭など人との触れ合いの中で、自分は愛されている、周囲の人から思ってもらっているという気持ちを醸成していくしかないのではないかと思う。また、私の会社ではラグビー等のスポーツに力を入れているが、再非行防止のためにスポーツが関わっていければよいのではないかと思う。

- 再非行率の高い子どもの資質に関する話があったが、精神科の治療に乗ってくる適応障害の方は、分かりにくいですが知的にはボーダーな知的障害であった

り、発達障害の方もおり、そこにその人の生きにくさがある。自分ができることとできないことをきちんと分かっているならば劣等感を抱かなくても済むのであるから、「自分を知る」という作業を幼少時からきめ細かく行っていく必要があるのではないかと感じた。

経済的格差が教育的格差につながり、先が見えない中で非行に走ってしまうこともあるのではないか。そのような意味では、下層にいる人が上に行くチャンスを与えられるような社会的環境を整備していく必要があるのではないかと考えた。

- 再非行防止を図るためには、地域でフォローすることが大切であるが、一番の問題は家庭であり、親自身がどうすればよいのか分からない又は問題意識を持っていないというケースや、その親自身が地域から問題視されているというケースも見受けられる。

例えば、少年が少年院から退院する際、親が少年を受け入れられる態勢を作るために、家庭裁判所がフォローするということはあるのか。

- △ 非常に大きな問題であるが、家庭裁判所では、一旦少年院に送致してしまうと、その後、家庭裁判所からアプローチして環境調整を行うことは基本的にはできないことになっている。ただ、裁判官において特別に環境調整の命令を発した場合には、保護観察所において調整を行うこともあるが、件数的には非常に少ない状況である。

- 親のフォローは地域の福祉事務所や保健所が担っていかなければならないが、児童相談所では、例えば、虐待により少年を保護した場合に、少年をいつ親元に返すのか、親も含めた家庭環境の整備をどうするかということが非常に難しい問題となっている。
- 再非行が問題になっている粗暴系の少年については、まず資質に問題があり、それに環境の問題が加わって悪い循環を起こしているという説明があったが、もともと問題行動を起こすような資質がある場合、環境を整備することによりその資質を変えることはできるのか、どれだけ環境を整えても資質に問題があ

れば非行を繰り返してしまうものなのか。

- 共感能力が低く、被害者の気持ちを考えろと言ってもピンとこない人もいるだろうし、何度も繰り返し言い続けることによって分かってくれる人もいる。

例えば、いわゆるサイコパスのように元々のパーソナリティに問題のある人もおり、どこまで治療、矯正が可能なのかは本当に難しい問題であり、ケースバイケースとしか言いようがない。

- △ 資質に問題のある少年であっても、適切な環境を整えて本人の自尊心を回復したり、劣等感を和らげてあげるような働き掛けをすることによって変わっていくのではないかと思う。

- 一般的な子ども達は健全であるが、どこかでボタンを掛け違えて非行に至ってしまうことがある。学校における取組みとして、疑似体験をさせるということがある。例えば、役を与えて劇をさせることにより、普段の生活の中で経験できない体験をさせる。また、部活動や行事に参加させることにより救われる子どももいる。つらい思いをしてリタイヤしてしまう子どももいるが、親の顔が頭をよぎったり、人との絆を感じて戻ってくる子どもも多い。大半の子ども達は、振り返るものを作れば、必ず戻ってくると思う。

- 粗暴系と一括りにしているが、もっと細かく分けて見るべきではないか。なぜそのような非行に走ったのか、資質が問題なのか、環境が問題なのか、その原因を細かく見ていかなければ、適切な対応も取れないのではないかと思う。

- △ 確かに粗暴系と言っても、資質面が大きく影響している一群もあれば、周囲の環境に問題があり、それに追従して非行を繰り返している一群もある。それらの問題性に応じてアセスメント（査定）する必要があると思う。

多くの委員から御指摘があったように、大半の子どもは、非行に接する機会があったとしても立ち直っている。家庭裁判所調査官においては、非行を促進する要因についても分析するが、逆に非行を防止する要因としてレジリエンス（回復力）や社会資源、ストレングス（生来持っている才能、能力）といったものをどのように有効に活用していくかという視点を持ちながら、再非行防止

に取り組んでいる状況である。

- 各委員からいただいた御意見や御提案を今後の再非行防止に向けた家庭裁判所の取組みに生かしていきたい。